

気象警報が発令された場合の措置について

(1) 警報の種類により次のA、B2つに分けて、下の表の通り措置します。

A 暴風警報・特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類）

奈良県北西部・大阪市・東部大阪・京都府南部（南丹市、京丹波町を除く）のいずれかに、暴風警報または特別警報が発令された場合

B 大雨警報・洪水警報

奈良市・大阪市・東大阪市のいずれかに大雨警報または洪水警報が発令された場合

警報の状況	措置
午前6時現在、発令中の場合	自宅待機
午前8時までに、解除された場合	3限目より授業実施 始業10分前（午前10時40分）までに登校すること
午前10時までに、解除された場合 （土曜日を除く）	5限目より授業実施 始業10分前（午後1時15分）までに登校すること
午前10時現在、解除されていない場合 （土曜日は午前8時現在）	終日休校

(2) (1)のA、B以外の地域に大雨・洪水・暴風・特別警報のいずれかの警報が発令中の場合は、該当地域生徒は自宅待機とし、上の表と同様の措置とします。なお、これにより終日登校できなかった場合は、公欠扱いとします。

(3) 午前6時以降、登校途中に上記の警報が発令された場合、登校するか帰宅するか、より安全な方を選んでください。

(4) 登校後に上記の警報が発令された場合は、その時の気象状況、通学路の安全状況等から判断し、適切な措置をとります。その内容は、できるだけ速やかにさくら連絡網でご家庭にお知らせします。

(5) 学校行事期間中には特別措置をとることがあります。その場合は、さくら連絡網でお知らせします。

(6) 定期考査期間中の特別措置

警報の状況	措置
午前10時までに、解除された場合 （土曜日を除く）	5限目より定期考査実施 試験開始10分前（午後1時15分）までに登校すること
午前10時現在、解除されていない場合 （土曜日は午前6時現在）	その日の定期考査は中止とします。この場合その日の試験科目は定期考査最終日の翌日（翌日が日曜・祝日の場合は翌々日）に延期します。

